

## 記入要領（抜粋）

### 1. 一般的注意事項

- (1) 記入に当たっては黒又は青のボールペンを使ってください。（鉛筆や摩擦熱でインクが消えるボールペンは使用しないでください。）
- (2) 数字はすべて1、2、3……の算用数字を使ってください。
- (3) 記入のない欄又は該当数のない欄等は空欄のままとし、斜線等を付けないでください。

### 2. 用語の定義

- (1) 常用労働者とは、下記の(i)又は(ii)のいずれかに該当する労働者のことです。

(i) 期間を定めずに雇われている者

(ii) 1か月以上の期間を定めて雇われている者

\* 下記で説明するパートタイム労働者及び他企業からの出向者も貴事業所の常用労働者に含めます。

\* 労働者派遣事業を営む人材派遣会社からの派遣労働者は、貴事業所の常用労働者には含めません。

\* 役員や事業主の家族は常用労働者に含めません。ただし、貴事業所で常時勤務し、一般の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者については常用労働者に含めます。

\* 育児休業や病気休養などのために給与の支払い対象となっていない者は常用労働者に含めません。

- (2) 雇用期間の定めなし（調査票①、③の欄）

常用労働者のうち期間を定めずに雇われている者(上記(1)(i)に該当する者)のことです。なお、定年までの者及び試用又は見習い期間中の者も含めます。

- (3) 雇用期間の定めあり（調査票②、④の欄）

常用労働者のうち期間を定めて雇われている者(上記(1)(ii)に該当する者)のことです。

- (4) パートタイム労働者（調査票⑥、⑦、⑩、⑫、⑭、⑯の欄）

常用労働者のうち、呼称にかかわらず、下記の(i)又は(ii)のいずれかに該当する者のことです。

(i) 1日の所定労働時間が貴事業所の一般の労働者よりも短い者

(ii) 貴事業所の一般の労働者と1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない者

- (5) 出向者（調査票⑧、⑰の欄）

常用労働者のうち企業間の契約又は企業の命令に基づき、他の企業の指揮命令を受けて勤務するために企業間を異動した者のことです。在籍、移籍を問いません。

他企業からの出向者は、出向元企業に籍があり、賃金を出向元が支払っている場合でも、貴事業所で勤務しているのであれば常用労働者に含めます。

逆に、他企業への出向者は、貴事業所に籍があり、賃金を支払っている場合でも、貴事業所で勤務していない場合は常用労働者に含めません。

なお、令和6年1月～6月間（下半期調査は令和6年7月～12月間）に、他企業が

ら貴事業所へ新たに出向してきた者及び他企業へ出向していた者が貴事業所へ復帰した場合は「入職者」に該当します。反対に、貴事業所から他企業へ出向した者、他企業からの出向者が出向元へ復帰した場合は「離職者」に該当します。

#### (6) 未充足求人数（調査票⑮、⑯の欄）（上半期調査のみ）

事業所における欠員であり、仕事があるにもかかわらず、その仕事に従事する人がいない状態を補充するために行っている求人のことであり、求人の方法は問いません。事業所の欠員の補充を本社等に要請する場合などでも、事業所が欠員を補充するために行っている求人であれば、その求人数を記入してください。

### 3. 事業所票 <様式1号（上半期）・様式2号（下半期）>

#### 2 企業全体の常用労働者数

この調査は、事業所を単位としていますが、この項目は企業全体の常用労働者数についてお尋ねしています。印刷された丸印の労働者数が異なる場合には、赤字で二重線を引き、正しい番号1つに○印をしてください。

※ 企業全体とは、貴事業所と同一企業（会社）に属するすべての事業所（本社、支社、支店、営業所、出張所、工場等を含む。）のことです。

#### 5 常用労働者の異動状況（調査票①～⑧の欄）

##### ○「(1) 令和5年12月末日現在の常用労働者数」（下半期調査は「令和6年6月末日現在」）

用語の定義を参照の上、性、雇用期間の定めあり・なし別に、常用労働者の人数を記入してください。

##### ○「(2) 令和6年1月～6月間に増加した常用労働者数」（下半期調査は「令和6年7月～12月間」）

##### イ 新しく入職した者（出向者・出向復帰者を含む）

「同一企業（会社）内からの転入者、給与支給の復活者等」は含めません（この場合は(2)ロに記入します）。

令和6年1月～6月間（下半期調査は令和6年7月～12月間）に入職した常用労働者が該当します。

また、以下(i)～(iii)の場合も該当します。

##### (i) 定年で退職し、引き続き嘱託、臨時として雇用された場合。

この場合、雇用形態が変わった時点で、(2)イで「入職者」として記入いただくとともに、(4)イにおいても「離職者」として記入してください。

##### (ii) 「雇用期間の定めあり」の者が、契約期間満了後、一時的に離職の上再度入職し、離職期間が1か月以上ある場合。

なお、離職期間が1か月未満であれば継続して雇用されているとみなします。

##### (iii) 系列企業などからの異動の場合。

他企業から新たに出向してきた者及び出向先（他企業）から復帰してきた者も該当します。

## ロ 同一企業（会社）内からの転入者、給与支給の復活者等

同一企業（会社）内の他の事業所から転入してきた者や、休職、その他の理由により給与の支給が停止されていた者で、復職、その他の理由で給与が支給されるようになった者（出向者、出向復帰者を除きます。）などが該当します。

また、以下(i)の場合も該当します。

(i) 人事権が本社に統轄されていて、本社で一旦採用した後、一定期間の本社内の訓練などを経てから事業所に配置換えされた場合。

なお、これに対し、事業所で一旦採用した後、社内訓練を受けるなどのため、ただちに本社に転出した場合は、人事権が本社に移れば事業所では(4)ロ「同一企業内への転出者」に該当しますが、人事権が保留されれば該当しません。

## ○「(3) 令和6年1月～6月間に雇用期間の「定めあり」から「定めなし」に切り替えられた者」(下半期調査は「令和6年7月～12月間」)

「定めなし」から「定めあり」に切り替えられた者は含めません（この場合は(2)イ及び(4)イに記入します）。

令和5年12月末日（下半期調査は令和6年6月末日）に在籍していた「雇用期間の定めあり」の者及び令和6年1月～6月間（下半期調査は令和6年7月～12月間）に増加した「雇用期間の定めあり」の者のうち、令和6年1月～6月間（下半期調査は令和6年7月～12月間）に昇格、登用などにより一般労働者及びパートタイム労働者の区分はそのまま「雇用期間の定めなし」に切り替えられた者の人数を記入してください。

なお、一般労働者及びパートタイム労働者の区分にも変更がある場合や、雇用期間の「定めなし」から「定めあり」に切り替えられた場合はここには記入しません。

※ (3)は、男女ごとの「雇用期間の定めなし」と「雇用期間の定めあり」の人数が一致します。

## ○「(4) 令和6年1月～6月間に減少した常用労働者数」(下半期調査は「令和6年7月～12月間」)

### イ 離職した者（出向者・出向復帰者を含む）

「同一企業（会社）内への転出者及び給与支給の停止者等」は含めません（この場合は(4)ロに記入します）。

令和6年1月～6月間（下半期調査は令和6年7月～12月間）に、雇用関係が終了して離職した者及び系列企業への異動者が該当します。

なお、以下(i)～(iii)の場合も該当します。

(i) 定年で退職し、引き続き嘱託、臨時などとして雇用された場合。

定年退職の際、一度離職したものとみなしますので、この場合は(4)イ「離職者」及び(2)イ「入職者」に記入します。

(ii) 「雇用期間の定めあり」の常用労働者が、契約期間満了後、一時的に離職の上再度入職し、離職期間が1か月以上ある場合。

調査対象期間中に離職し、1か月以上経ってから再度入職された場合は、(4)イ「離職者」及び(2)イ「入職者」に記入します。

(iii) 系列企業などへの異動の場合。

他企業へ新たに出向した者及び他企業からの出向者が出向元へ復帰した場合も該当します。

また、(4)⑤「C (男女計)」欄の離職した者のうち、4月～6月（下半期調査は7月～12月）に離職した者の数を⑰に記入してください。4月～6月（同10月～12月）に離職した者の数は、「C (男女計)」のうち数となります。

(4月～6月（同10月～12月）に離職した者⑰ ≤ C (男女計))

**ロ 同一企業（会社）内への転出者、給与支給の停止者等**

同一企業（会社）内の他の事業所へ転出した者、休職、その他の理由により給与が停止されるに至った者などが該当します（出向者、出向復帰者を除きます）。

**○ 「(5) 令和6年6月末日現在（下半期調査は令和6年12月末日現在）の常用労働者数」**

令和5年12月末日現在（下半期調査は令和6年6月末日現在）の常用労働者数からの増加及び減少を踏まえて、令和6年6月末日現在（下半期調査は令和6年12月末日現在）の常用労働者数を、各区分別に記入してください。

**※ (1)～(5)の記入については、①～⑧のそれぞれの行のすべてについて**

**(1) + (2) ± (3) - (4) = (5)の式が成り立つように記入してください。**

## 「5 常用労働者の異動状況」欄の記入についての注意事項

### 5 常用労働者の異動状況

区 分	(1) 令和△年12月末日 現在の常用労働者数	(2) 令和○年1月～6月間に 増加した常用労働者数						(3) 令和○年1月～6 月間に雇用期間の 「定めなし」から 「定めあり」に切 り替えられた者の 数						(4) 令和○年1月～6月間に 減少した常用労働者数						(5) 令和○年6月末日 現在の常用労働者数		
		イ		ロ		イ		ロ		イ		ロ		イ		ロ		千	人			
		千	人	千	人	千	人	千	人	千	人	千	人	千	人	千	人	千	人			
男	雇用期間 の定めなし ①		3	5		5	0	+	0		2		0						3	8		
	雇用期間 の定めあり ②		1	0		1	1	-	0		4		0							8		
	男 計																	a		4	6	
女	雇用期間 の定めなし ③		2	0		6	0	+	3		1		3							2	5	
	雇用期間 の定めあり ④		1	9		4	1	-	3		2		1							1	8	
	女 計																	b		4	3	
	男 女 計 ⑤		8	4		1	6				c		9		4				d		8	9
	⑤のうち パート タイム 労働者																					
	男 ⑥			8		1	0				5		0		c						4	
	女 ⑦			4		0	0				1		0		d						3	
	男女 計 ⑧														e						7	
	⑤のうち他企業 からの出向者 ⑧			3		1							2									2

①～⑤には、  
一般労働者と  
パートタイム労働者を  
合算した人数を記入  
してください。

⑥⑦には、  
パートタイム労働者のみの  
人数を記入してください。

⑧には、他企業からの  
出向者数を記入してく  
ださい。

\* 例では該当のない欄に「0」を記入しておりますが、実際に記入いただく際は空欄のまま構いません。

**A**

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4} = \textcircled{5}$$

※①～⑤はパートタイム労働者を含めた人数を記入してください。

**B**

$$(1) + (2) \pm (3) - (4) = (5)$$

**C**

$$(3)\textcircled{1} = (3)\textcircled{2}, (3)\textcircled{3} = (3)\textcircled{4}$$

※一般・パートの区分が替わらず、「雇用期間の定めあり」から「雇用期間の定めなし」に替わった者は(3)欄に記入してください。

**D**

$$\textcircled{6} \leq \textcircled{1} + \textcircled{2} \quad (\textcircled{6} \text{は} \textcircled{1} + \textcircled{2} \text{の} \text{うち} \text{数})$$

$$\textcircled{7} \leq \textcircled{3} + \textcircled{4} \quad (\textcircled{7} \text{は} \textcircled{3} + \textcircled{4} \text{の} \text{うち} \text{数})$$

※⑥⑦はパートタイム労働者数を記入してください。

**E**

$$\textcircled{8} \leq \textcircled{5} \quad (\textcircled{8} \text{は} \textcircled{5} \text{の} \text{うち} \text{数})$$

※⑧は他企業からの出向者の人数を記入してください。

※枠線の箇所だけでなく、該当する全ての列((1)～(5))、全ての行(①～⑧)について、上記それぞれの計算式が成り立つように記入してください。

## 6 性、年齢階級別常用労働者数（調査票⑨～⑫の欄）（上半期調査のみ）

令和6年6月末日現在の常用労働者数（「雇用期間の定めなし」及び「雇用期間の定めあり」の者）を満年齢で区分して記入してください。

※ ⑨（男計）及び⑩（女計）にはパートタイム労働者を含めた人数を記入してください。

男：（1）の⑨≥（1）の⑩（以下（11）まで同様）

女：（1）の⑪≥（1）の⑫（以下（11）まで同様）

年齢階級区分 早見表（令和6年6月末日現在）

（1）19歳以下	2004年（平成16年）7月1日以降	生まれ
（2）20～24歳	1999年（平成11年）7月1日～2004年（平成16年）6月30日	生まれ
（3）25～29歳	1994年（平成6年）7月1日～1999年（平成11年）6月30日	生まれ
（4）30～34歳	1989年（平成元年）7月1日～1994年（平成6年）6月30日	生まれ
（5）35～39歳	1984年（昭和59年）7月1日～1989年（平成元年）6月30日	生まれ
（6）40～44歳	1979年（昭和54年）7月1日～1984年（昭和59年）6月30日	生まれ
（7）45～49歳	1974年（昭和49年）7月1日～1979年（昭和54年）6月30日	生まれ
（8）50～54歳	1969年（昭和44年）7月1日～1974年（昭和49年）6月30日	生まれ
（9）55～59歳	1964年（昭和39年）7月1日～1969年（昭和44年）6月30日	生まれ
（10）60～64歳	1959年（昭和34年）7月1日～1964年（昭和39年）6月30日	生まれ
（11）65歳以上	1959年（昭和34年）6月30日以前	生まれ

## 7 職業別常用労働者数及び未充足求人数（調査票⑬～⑯の欄）（上半期調査のみ）

下記の職業区分を参考に、該当する人数を記入してください。研修生、見習生については将来配属を予定される仕事の内容によります。また、2つ以上の仕事に従事している場合は、そのうち主なものによります。

未充足求人とは、事業所における欠員であり、仕事があるにもかかわらず、その仕事に従事する人がいない状態を補充するために行っている求人のことであり、求人の方法は問いません。事業所の欠員の補充を本社等に要請する場合などでも、事業所が欠員を補充するために行っている求人であれば、その求人数を記入してください。

※ ⑬（常用労働者数）及び⑮（未充足求人数）にはパートタイム労働者を含めた人数を記入してください。

常用労働者数：（01）の⑬≥（01）の⑭（以下（11）まで同様）

未充足求人数：（01）の⑮≥（01）の⑯（以下（11）まで同様）

## 4. 職業区分

### 「管理的職業従事者」

課（課相当を含む。）以上の内部組織の経営・管理に従事する人をいいます。

例えば、部長、課長、工場長、支店長、駅長など。

### 「専門的・技術的職業従事者」

高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事に従事する人、及び医療・法律・芸術・その他の専門的性質の仕事に従事する人をいいます。

例えば、化学研究員、情報工学研究員、教育研究員、農産物検査員、食品開発技術者、金属技術者、電気工事技術者、測量士、測量士補、システムコンサルタン、システム設計技術者、医師、薬剤師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、歯科衛生士、栄養士、ケースワーカー、保育士、ケアマネージャー、弁護士、司法書士、公認会計士、会計士補、税理士、写真家、デザイナー、プロデューサー、アシスタント・ディレクター、教員、記者、編集者など。

### 「事務従事者」

一般に課長(課長相当職を含む。)以上の職務にあるものの監督を受けて、庶務・人事・会計・調査等の仕事、運輸・通信・生産関連・営業販売・外勤に関する事務及び事務用機械の操作の仕事に従事する人をいいます。

例えば、一般事務員、窓口事務員、受付・案内事務員、経理事務員、生産管理事務員、営業事務員、駅務員、集金人、検針員、郵便事務員、キーパンチャー、パーソナルコンピュータ操作員など。

### 「販売従事者」

商品の仕入れ・販売、不動産・証券などの売買、売買の仲立・取次・代理などの仕事、保険外交、商品の売買・製造などに関する取引上の勧誘・交渉・受注・契約締結の仕事に従事する人をいいます。

例えば、小売店員、レジスター係、商品訪問・移動販売従事者、再生資源回収・卸売従事者、不動産仲介人、有価証券売買・仲立人、保険外交員、広告取りなど。

### 「サービス職業従事者」

介護・身の回り用務・調理・接客・娯楽など個人に対するサービス、居住施設・ビルなどの管理サービス及びその他のサービスの仕事に従事する人をいいます。

例えば、介護職員、ホームヘルパー、看護助手、歯科助手、理容師、美容師、クリーニング職、調理師、皿洗い人(調理見習)、給仕人、ウェイトレス・ウェイター、キャディ、インフォメーション係、娯楽施設フロント係、ビル管理人、旅行添乗員、物品一時預かり人など。

### 「保安職業従事者」

人の身边において、身体に対する危害の発生の警戒・防止又は工場・病院・学校・事務所・住宅・その他の施設などにおいて、火災・破損・盗難の予防、突発事故・不法侵入の防止など、人の生命、財産の保護又は構内秩序の維持等に関する警備の仕事に従事する人をいいます。

例えば、ガードマン、守衛、門衛、警備員、鉄道警備員、空港警備員、劇場警備員、倉庫見回員、倉庫警備員、建設現場誘導員、プール・海水浴場監視員など。

### 「生産工程従事者」

生産設備の制御・監視の仕事、機械・器具・手道具等を用いて原料・材料を加工する仕事、各種の機械器具を組立・調整・修理する仕事、製版・印刷・製本の作業、その他の生産工程の仕事に従事する人をいいます。

例えば、製鉄設備操作・監視作業、製鋼設備オペレーター、紡織設備オペレーター、印刷機オペレーター、製鉄工、鋳物工、旋盤工、金属プレス工、板金従事者、溶接工、食料品製造従事者、紡績工、機械組立工、自動車整備工、印刷・製本従事者、機械組立従事者、製品検査従事者など。

### 「輸送・機械運転従事者」

機関車・電車・自動車・船舶・航空機の運転・操縦の仕事及びその他の関連する仕事、並びに定置機関・機械及び建設機械を操作する仕事に従事する人をいいます。

例えば、電車運転士、バス運転者、トラック運転者、タクシー運転者、清掃車運転者、船舶航海士、航空機関士、車掌、甲板長、水力発電員、変電員、クレーン運転工、掘削機械運転工、ボーリング工など。

### 「建設・採掘従事者」

建設の仕事、電気工事に係る作業を行う仕事、ダム・トンネルの掘削などの仕事、鉱物の探査・採掘・採取・選鉱の仕事に従事する人をいいます（ただし、建設機械を操作する人は「輸送・機械運転従事者」となります。）。

例えば、型枠大工、鉄筋工、大工、屋根ふき工、左官、畳工、配管工、コンクリートはつり工、造園土木工、送電線電工、通信線配線工、土木作業員、線路工事作業員、掘削工、採鉱員、石切工、選鉱員など。

### 「運搬・清掃・包装等従事者」

主に身体を使って行う定形的な作業のうち、運搬・配送・梱包・清掃・包装等に従事する人をいいます。

例えば、郵便配達員、船内荷役作業員、貨物自動車荷扱員、再生資源回収人(回収のみ)、倉庫作業員、新聞配達員、宅配配達員、荷造工、袋詰工、箱詰工、ビル・建物清掃員、ガラス拭き作業員、公園草取作業員、グラウンド・キーパー、用務員(学校)など。

### 「その他の職業従事者」

農林漁業作業員又は分類不能の職業の人をいいます。

## 5. 事業所票記入についてのQ & A

### 【常用労働者について】

**Q 通常一般にいわれている臨時労働者や日々雇われている労働者は、常用労働者となりますか？**

A 臨時労働者で1か月未満の期間を定めて雇われている者又は、日雇い労働者については、

本調査の常用労働者となりません。

**Q 「雇用期間の定めあり」と「パートタイム労働者」の違いは？**

A 「雇用期間の定めあり」の者とは、雇用契約期間（例えば〇年〇月〇日まで）の定めのある者の事です。一方「パートタイム労働者」とは、同じ事業所の一般の労働者よりも労働時間や労働日数が短い者のことです。基準となる項目が異なるので、同じ者が両方に該当する場合もあります。

**Q 派遣労働者は常用労働者となりますか？**

A 労働者派遣事業を営む人材派遣会社からの派遣労働者は、派遣元事業所の労働者として扱い、派遣先事業所においては常用労働者に含めません。

**Q 社長や役員は常用労働者となりますか？また、調査対象事業所で働いている事業主の家族は、常用労働者となりますか？**

A 役員でも部長、工場長などのように常時勤務して、役員としての報酬以外に一般の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている場合は、常用労働者に該当します。ただし、社長（取締役社長、理事長）は、上記の条件を備えていても除きます。

また、事業主の家族で常時その事業所に勤務し、他の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている場合は、常用労働者に含めます。

**【出向者について】**

**Q 他企業に出向中の社員は、常用労働者数に含めるのですか？**

A 令和5年12月末日現在から令和6年6月末日現在（下半期調査は令和6年6月末日現在から同年12月末日現在）の間に、貴事業所から他企業に出向中の者は、(1)及び(5)には含めません。

なお、令和6年1月～6月（下半期調査は令和6年7月～12月）間に、出向・出向復帰により入職又は離職した者は、それぞれ(2)イ又は(4)イに記入してください。

**Q 出向者が出向先（調査対象）から再び他の事業所（調査対象）に出向した場合は？**

A 出向先の事業所では(4)イ「離職者」としてください。また、再び出向した先の事業所では、(2)イ「入職者」として記入してください。

**Q 系列会社との間で行われる異動（出向を含む）の記入は？**

A 系列会社との異動は企業外の異動として記入してください（(2)イ、(4)イ）。なお、同一企業内の異動については(2)ロ又は(4)ロに記入してください。

**Q 出向期間が決まっている出向者は、「雇用期間の定めあり」に該当しますか？**

A 出向者の「雇用期間の定め」の有無については、出向元での雇用形態から判断してください。出向期間が定められていても、出向元企業での雇用形態が「定年まで」の場合は、「雇用期間の定めあり」には該当しません。

## 【その他】

### Q 同一事業所への反復継続雇用者の記入は？

A 2か月間の雇用契約で雇用された者が、一旦退職して、一定の離職期間後再び同一事業所に採用された場合、離職期間が1か月未満であれば継続雇用とみなし、同期間が1か月以上あった場合は、その都度「離職者」、「入職者」として記入してください。

### Q 他企業と合併後、当事業所に合併した相手企業の社員が異動してきた場合の記入は？

A 貴事業所に、合併した相手企業から常用労働者が異動した場合は、(2)ロに記入してください。

### Q 調査期間の途中で「雇用期間の定めなし」から「雇用期間の定めあり」に切り替わった場合や、「パートタイム労働者」が「一般労働者」に替わった場合の記入は？

A 令和6年1月～6月間（下半期調査は令和6年7月～12月間）に「雇用期間の定めなし」から「雇用期間の定めあり」に切り替わった場合は、事業所票（様式1号または様式2号）の「5 常用労働者の異動状況」の(4)及び(2)に「雇用期間の定めなし」の減少、「雇用期間の定めあり」の増加として記入してください。

※ 「雇用期間の定めあり」から「雇用期間の定めなし」に切り替わった場合（ただし、「パートタイム労働者」のまま、または、「一般労働者」のままの場合に限ります。）は、(3)①及び②、もしくは③及び④の両方に同じ人数を記入してください。

また、「パートタイム労働者」が「一般労働者」に替わった場合は、「一般労働者」となった時点で、「パートタイム労働者」の減少、「一般労働者」の増加として記入してください。

### Q 令和5年12月末日（下半期調査は令和6年6月末日）に退職した者は、「(1)令和5年12月末日現在（下半期調査は令和6年6月末日現在）の常用労働者数」に含まれますか？また、令和6年6月末日（下半期調査は令和6年12月末日）に退職した者は、「(5)令和6年6月末日現在（下半期調査は令和6年12月末日現在）の常用労働者数」に含まれますか？

A 令和5年12月末日（下半期調査は令和6年6月末日）に退職した者は、(1)には含めません。また、令和6年6月末日（下半期調査は令和6年12月末日）に退職した者は、(4)に記入し、(5)には含めません。

### Q 育児休業や病気休養に入った者は、(4)ロ（給与支給の停止者等）に含まれますか？

A 令和6年1月～6月間（下半期調査は令和6年7月～12月間）に、育児休業や病気休養のため給与の支払い対象外となった者は、(4)ロに記入してください。ただし、育児休業等を取得しても、給与の支払いの対象となっている場合、また、通常の給与が支払われていなくても、社会保険料の本人負担分を事業所が払っている場合で、それが給与とみなされる場合は、(4)ロには含めません。

給与の支払い対象外となっていた者の支払いが再開した場合は、(2)ロに記入します。また、給与の支払い対象となっていない者は、(1)の常用労働者数には含めません。

## 記入要領（様式3号）

### ○ 一般的注意

- 1 記入に当たっては黒又は青のボールペンを使ってください。（鉛筆や摩擦熱でインクが消えるボールペンは使用しないでください。）
- 2 該当する番号を1つ選んで○で囲んでください。ただし、問5については該当するものすべてを○で囲んでください。  
なお、問2については、算用数字を記入してください。
- 3 問9の都道府県名欄には該当する都道府県名を、また、同欄の右にある番号記入欄（\*）には該当する都道府県番号（3頁「都道府県番号一覧表」参照）を算用数字で記入してください。

### ○ 記入上の留意事項

#### 問3 最後に卒業した学校

- 「高校」・・・専修学校（学校教育法第124条）で高等課程（中学卒を入学資格とする修業年限3年以上、通常高等専修学校と呼ばれる学校）を修了した人を含めます。
- 「専修学校（専門課程）」・・・専修学校（学校教育法第124条）で専門課程（高校卒を入学資格とする修業年限2年以上、通常専門学校と呼ばれる学校）を修了した人です。高等課程、一般課程、各種学校（自動車教習所等）、職業能力開発校等は除きます。

#### 問5 求職活動でのインターネット利用の有無

- 「民間等の求人広告会社・・・地方自治体で運営しているサイトも含みます。  
のサイト」
- 「ハローワークインター・・・公共職業安定所の求人情報を一覧、検索できる国のサイトである「ハローワークインターネットサービス」を利用したことをいいます。  
ネットサービス」
- 「その他のサイト」・・・学校の求人情報データベース、検索サービスのサイト等を利用したことをいいます。
- 「面接日の調整や企業に対する・・・企業セミナー等のイベント情報を収集、企業に資料請求、エントリーシートの利用、企業との質問等に利用」の連絡、訪問予定企業までの経路調べ、入職希望職種に関連する職業能力開発情報の収集、求職者として登録等にインターネットを利用したことも含みます。

#### 問6 入職したときの経路

- 「安定所（ハローワーク）」・・・公共職業安定所で求人情報を見て応募したり、紹介を受けて入職した場合をいいます。  
ハローワークインターネットサービスで見た求人について、安定所の紹介を受けて入職した場合も含みます。
- 「ハローワークインターネットサービス」  
・・・ハローワークインターネットサービスを見て直接応募し、入職した場合をいいます。
- 「民営職業紹介所」・・・有料・無料を問わず、民営職業紹介事業を営む事業所の職業紹介を受けて入職した場合をいいます。
- 「学校」・・・専修学校、各種学校の紹介も含みます。
- 「前の会社」・・・現在の事業所に入職以前に就業していた会社のあつせん、援助等による場合（定年後の再雇用等）をいいます。
- 「出向」・・・企業間の契約又は企業の命令に基づき他の企業の指示を受けて勤務するため企業間を移動した場合をいいます。
- 「出向先からの復帰」・・・出向先の企業から出向元の企業へ移動した場合をいいます。
- 「縁故」・・・私的關係（例えば親戚、友人、知人等）によるあつせん、援助等による場合をいいます。
- 「広告」・・・インターネット（ハローワークインターネットサービスを除く。）も含みます。
- 「その他」・・・商工会議所、地方公共団体の広報又は地方公共団体の職業紹介なども含みます。

#### 問7 一般・パートの別、雇用期間の定めなし・雇用期間の定めありの別

- 「パートタイム労働者」・・・1日の所定労働時間がその事業所の一般の労働者より短い人又は1日の所定労働時間が同じであっても1週の所定労働日数が一般の労働者より少ない人のことです。
- 「雇用期間の定めなし」・・・「雇用期間の定めなし」には、定年までの雇用を含みます。

## 問8 仕事の内容(職業区分)

入職後における仕事の内容について、下に掲げる例示を参考に1つ選んでください。ただし、研修生、見習生については将来配属を予定される仕事の内容によります。また、2つ以上の仕事に従事している場合は、そのうち主なものによります。

「管理的職業従事者」…………… 課（課相当を含む。）以上の内部組織の経営・管理に従事する人をいいます。

例えば、部長、課長、工場長、支店長、駅長など。

「専門的・技術的職業従事者」…… 高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事に従事する人、及び医療・法律・芸術・その他の専門的性質の仕事に従事する人をいいます。

例えば、化学研究員、情報工学研究員、農産物検査員、食品開発技術者、金属技術者、電気工事技術者、測量士、測量士補、システムコンサルタント、システム設計技術者、医師、薬剤師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、歯科衛生士、栄養士、ケースワーカー、保育士、ケアマネージャー、弁護士、司法書士、公認会計士、会計士補、税理士、写真化、デザイナー、プロデューサー、アシスタント・ディレクター、教員、記者、編集者など。

「事務従事者」…………… 一般に課長（課長相当職を含む。）以上の職務にあるものの監督を受けて、庶務・人事・会計・調査等の仕事、運輸・通信・生産関連・営業販売・外勤に関する事務及び事務用機械の操作の仕事に従事する人をいいます。

例えば、一般事務員、窓口事務員、受付・案内事務員、経理事務員、生産管理事務員、営業事務員、駅務員、集金人、検針員、郵便事務員、キーバンチャー、パーソナルコンピュータ操作員など。

「販売従事者」…………… 商品の仕入れ・販売、不動産・証券などの売買、売買の仲立・取次・代理などの仕事、保険外交、商品の売買・製造などに関する取引上の勧誘・交渉・受注・契約締結の仕事に従事する人をいいます。

例えば、小売店員、レジスター係、商品訪問・移動販売従事者、再生資源回収・卸売従事者、不動産仲介人、有価証券売買・仲立人、保険外交員、広告取りなど。

「サービス職業従事者」…………… 介護・身の回り用務・調理・接客・娯楽など個人に対するサービス、居住施設・ビルなどの管理サービス及びその他のサービスの仕事に従事する人をいいます。

例えば、介護職員、ホームヘルパー、看護助手、歯科助手、理容師、美容師、クリーニング職、調理師、給仕人、皿洗い人（調理見習）、ウェイトレス・ウェイター、キャディ、インフォメーション係、娯楽施設フロント係、ビル管理人、旅行添乗員、物品一時預かり人など。

「保安職業従事者」…………… 人の身辺において、身体に対する危害の発生の警戒・防止、又は工場・病院・学校・事務所・住宅・その他の施設などにおいて、火災・破損・盗難の予防、突発事故・不法侵入の防止など、人の生命、財産の保護又は構内秩序の維持等に関する警備の仕事に従事する人をいいます。

例えば、ガードマン、守衛、門衛、警備員、鉄道警備員、空港警備員、劇場警備員、倉庫見回員、倉庫警備員、建設現場誘導員、プール・海水浴場監視員など。

「生産工程従事者」…………… 生産設備の制御・監視の仕事、機械・器具・手道具等を用いて原料・材料を加工する仕事、各種の機械器具を組立・調整・修理する仕事、製版・印刷・製本の作業、その他の生産工程の仕事に従事する人をいいます。

例えば、製銃設備操作・監視作業員、製鋼設備オペレーター、紡織設備オペレーター、印刷機オペレーター、製銃工、鋳物工、旋盤工、金属プレス工、板金従事者、溶接工、食料品製造従事者、紡績工、機械組立工、自動車整備工、印刷・製本従事者、機械組立従事者、製品検査従事者など。

「輸送・機械運転従事者」…………… 機関車・電車・自動車・船舶・航空機の運転・操縦の仕事、及びその他の関連する仕事、並びに定置機関・機械及び建設機械を操作する仕事に従事する人をいいます。

例えば、電車運転士、バス運転者、トラック運転者、タクシー運転者、清掃車運転者、船舶航海士、航空機関士、車掌、甲板長、水力発電員、変電員、クレーン運転工、掘削機械運転工、ボーリング工など。

「建設・採掘従事者」…………… 建設の仕事、電気工事に係る作業を行う仕事、ダム・トンネルの掘削などの仕事、鉱物の探査・採掘・採取・選鉱の仕事に従事する人をいいます（ただし、建設機械を操作する人は「輸送・機械運転従事者」となりません。）。

例えば、型枠大工、鉄筋工、大工、屋根ふき工、左官、畳工、配管工、コンクリートはつり工、造園土木工、送電線電工、通信線配線工、土木作業員、線路工事作業員、掘削工、採鉱員、石切工、選鉱員など。

「運搬・清掃・包装等従事者」…… 主に身体を使って行う定形的な作業のうち、運搬・配送・梱包・清掃・包装等に従事する人をいいます。

例えば、郵便配達員、船内荷役作業員、貨物自動車荷扱員、再生資源回収人（回収のみ）、倉庫作業員、新聞配達員、宅配配達員、荷造工、袋詰工、箱詰工、ビル・建物清掃員、ガラス拭き作業員、公園草取作業員、グラウンド・キーパー、用務員（学校）など。

「その他の職業従事者」…………… 農林漁業作業員又は分類不能の職業の人をいいます。

**問9 入職前2年間の仕事の経験の有無** ・ ・ ・ ・ ・ 農業、自営、家業の手伝いも含みます。ただし、内職や1か月未満の就業は除きます。  
この事業所に入職する前1年間にほかの仕事についていたことがある人は「1 入職前1年以内に仕事についていた経験がある」に、1年前まではなくても2年前までにほかの仕事についていたことがある人は「2 入職前1年間はないが、1年を超え2年以内には仕事についていた経験がある」に、2年間ほかの仕事についていたことがない人や今まで仕事についていたことがない人は「3 入職前2年間に仕事についていた経験がない」を○で囲んでください。

**入職前の勤め先又は居住地の都道府県名** ・ ・ ・ ・ ・ 入職前1年間に仕事についていたことのある人は、直前の勤め先の都道府県名を記入してください。入職前の1年間に仕事についていたことがない人は、入職前の居住地の都道府県名を記入してください。  
また、都道府県名欄の右にある番号記入欄に、下記の「都道府県番号一覧表」を参考に該当する都道府県番号を記入してください。

**問11 直前の勤め先の事業** ・ ・ ・ ・ ・ 事業には農業、自営、家業の手伝いも含みます。また、2つ以上の事業を行っている場合はそのうち主なものによります。4頁「日本標準産業分類（平成25年10月改定）」を参照してください。なお、派遣労働者として働いていた場合は、派遣元の業種（17「サービス業（他に分類されないもの）」）を○で囲んでください。

「複合サービス事業」 ・ ・ ・ ・ ・ 郵便局、協同組合をいいます。

「その他の産業」 ・ ・ ・ ・ ・ 非現業部門の官公署など。

**問12 直前の仕事の内容** ・ ・ ・ ・ ・ 離職直前の仕事の内容で該当する番号を問8の例示を参照して、○で囲んでください。

**問13 直前の従業上の地位** ・ ・ ・ ・ ・ 家族従業者の場合でも賃金をもらっていた人は雇用者になります。  
※「一般・パートの別」、「雇用期間の定めなし・雇用期間の定めありの別」については、問7を参照してください。

**問14 離職期間** ・ ・ ・ ・ ・ 問9で「1」に○をした方は、選択肢「1」～「5」、問9で「2」に○をした方は「6」、「7」のうち、該当する番号に○をつけてください。

**問15 直前の勤め先の企業全体の従業員数** ・ ・ ・ ・ ・ 本店、支店、工場など全体を合わせたものです。「官公営」の場合は全体の従業員数は不要ですので「官公営」を○で囲んでください。

**問16 直前の勤め先を辞めた理由**

「介護・看護」 ・ ・ ・ ・ ・ 家族の介護・看護のために辞めた場合をいいます。

「定年」 ・ ・ ・ ・ ・ 60歳以上で一定の年齢に達したため、自動的に退職となった場合をいいます。

「契約期間の満了」 ・ ・ ・ ・ ・ 期間の定めのある雇用契約で雇用されていた人が、その期間の終了によって辞めた場合をいいます。

「会社都合」 ・ ・ ・ ・ ・ 会社の倒産、整理解雇又は希望退職（選択定年制や早期退職優遇制度等を含む。）等で辞めた場合をいいます。

**問17 直前の勤め先と比べて賃金はどう変わりましたか** 前の勤め先を辞める直前と今の所に入職した時の賃金を比べ、何割くらい上がったか、あるいは下がったかによって該当する番号を○で囲んでください。  
ここでいう賃金とは、超過勤務手当を含み、賞与など臨時的なものを除いた税込み額をいいます。

(参考) 都道府県番号一覧表

01	北海道	13	東京都	25	滋賀	37	香川
02	青森	14	神奈川県	26	京都	38	愛媛
03	岩手	15	新潟	27	大阪	39	高知
04	宮城	16	富山	28	兵庫	40	福岡
05	秋田	17	石川	29	奈良	41	佐賀
06	山形	18	福井	30	和歌山	42	長崎
07	福島	19	山梨	31	鳥取	43	熊本
08	茨城	20	長野	32	島根	44	大分
09	栃木	21	岐阜	33	岡山	45	宮崎
10	群馬	22	静岡	34	広島	46	鹿児島
11	埼玉	23	愛知	35	山口	47	沖縄
12	千葉	24	三重	36	徳島	49	外国

(注) 外国の場合は都道府県名欄に国名を記入し、番号は「49」とします。

日本標準産業分類（平成25年10月改定）

A－農業，林業

- 01 農業
- 02 林業

B－漁業

- 03 漁業（水産養殖業を除く）
- 04 水産養殖業

C－鉱業，採石業，砂利採取業

- 05 鉱業，採石業，砂利採取業

D－建設業

- 06 総合工事業
- 07 職別工事業（設備工事業を除く）
- 08 設備工事業

E－製造業

- 09 食料品製造業
- 10 飲料・たばこ・飼料製造業
- 11 繊維工業
- 12 木材・木製品製造業（家具を除く）
- 13 家具・装備品製造業
- 14 パルプ・紙・紙加工品製造業
- 15 印刷・同関連業
- 16 化学工業
- 17 石油製品・石炭製品製造業
- 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）
- 19 ゴム製品製造業
- 20 なめし革・同製品・毛皮製造業
- 21 窯業・土石製品製造業
- 22 鉄鋼業
- 23 非鉄金属製造業
- 24 金属製品製造業
- 25 はん用機械器具製造業
- 26 生産用機械器具製造業
- 27 業務用機械器具製造業
- 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- 29 電気機械器具製造業
- 30 情報通信機械器具製造業
- 31 輸送用機械器具製造業
- 32 その他の製造業

F－電気・ガス・熱供給・水道業

- 33 電気業
- 34 ガス業
- 35 熱供給業
- 36 水道業

G－情報通信業

- 37 通信業
- 38 放送業
- 39 情報サービス業
- 40 インターネット附随サービス業
- 41 映像・音声・文字情報制作業

H－運輸業，郵便業

- 42 鉄道業
- 43 道路旅客運送業
- 44 道路貨物運送業
- 45 水運業
- 46 航空運輸業
- 47 倉庫業
- 48 運輸に附帯するサービス業
- 49 郵便業（信書便事業を含む）

I－卸売業，小売業

- 50 各種商品卸売業
- 51 繊維・衣服等卸売業
- 52 飲食料品卸売業
- 53 建築材料，鉱物・金属材料等卸売業
- 54 機械器具卸売業
- 55 その他の卸売業
- 56 各種商品小売業
- 57 織物・衣服・身の回り品小売業
- 58 飲食料品小売業
- 59 機械器具小売業
- 60 その他の小売業
- 61 無店舗小売業

J－金融業，保険業

- 62 銀行業
- 63 協同組織金融業
- 64 貸金業，クレジットカード業等非預金信用機関
- 65 金融商品取引業，商品先物取引業
- 66 補助的金融業等
- 67 保険業（保険媒介代理業，保険サービス業を含む）

K－不動産業，物品賃貸業

- 68 不動産取引業
- 69 不動産賃貸業・管理業
- 70 物品賃貸業

L－学術研究，専門・技術サービス業

- 71 学術・開発研究機関
- 72 専門サービス業（他に分類されないもの）
- 73 広告業
- 74 技術サービス業（他に分類されないもの）

M－宿泊業，飲食サービス業

- 75 宿泊業
- 76 飲食店
- 77 持ち帰り・配達飲食サービス業

N－生活関連サービス業，娯楽業

- 78 洗濯・理容・美容・浴場業
- 79 その他の生活関連サービス業
- 80 娯楽業

O－教育，学習支援業

- 81 学校教育
- 82 その他の教育，学習支援業

P－医療，福祉

- 83 医療業
- 84 保健衛生
- 85 社会保険・社会福祉・介護事業

Q－複合サービス事業

- 86 郵便局
- 87 協同組合（他に分類されないもの）

R－サービス業（他に分類されないもの）

- 88 廃棄物処理業
- 89 自動車整備業
- 90 機械等修理業（別掲を除く）
- 91 職業紹介・労働者派遣業
- 92 その他の事業サービス業
- 93 政治・経済・文化団体
- 94 宗教
- 95 その他のサービス業

## 記入要領（様式4号）

### ○ 一般的注意

- 1 記入に当たっては黒又は青のボールペンを使ってください。（鉛筆や摩擦熱でインクが消えるボールペンは使用しないでください。）
- 2 該当する番号を1つ選んで○で囲んでください。
- 3 退職のほか、出向、「パートから一般労働者」などの就業形態の変更（定年後再雇用となる場合も含む。）等も離職者票の記入対象となります。

### ○ 記入上の留意事項

#### ① 労働者番号

番号、記号、イニシャル等任意の方法で該当する個人を特定できるようにしてください。

#### ④ 最終学歴

最終学歴には、在学中の学校は含めません。

「高校」・・・専修学校（学校教育法第124条）で高等課程（中学卒を入学資格とする修業年限3年以上、通常高等専修学校と呼ばれる学校）を修了した人を含めます。

「専修学校（専門課程）」・・・専修学校（学校教育法第124条）で専門課程（高校卒を入学資格とする修業年限2年以上、通常専門学校と呼ばれる学校）を修了した人です。高等課程、一般課程、各種学校（自動車教習所等）、職業能力開発校等は除きます。

#### ⑥ 一般・パート、雇用期間の定めの有無

離職した時の状況についてお答えください。

「パートタイム労働者」・・・1日の所定労働時間が事業所の一般の労働者よりも短い者、又は一般の労働者と1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない者が該当します。

「雇用期間の定めなし」・・・常用労働者のうち期間を定めずに雇われている者が該当します。なお、試用、見習い期間中の者及び定年までの雇用を含めます。

#### ⑦ 仕事の内容（職業） 裏面参照

#### ⑧ 勤続期間

事業所に入職してから離職までの期間を選択してください。なお、同一企業の事業所間での異動があった場合はその期間を通算してください。

ただし、出向・出向復帰や、「パートから一般労働者」など就業形態の変更があった場合（定年後の再雇用を含む。）等は、変更後から離職までの勤続期間を選択してください（定年による再雇用後に離職した場合は、定年前の勤続期間を含めません。）。

#### ⑨ 離職理由

「契約期間の満了」・・・期間の定めのある雇用契約で雇用されていた者が、その期間の終了によって離職した場合をいいます。

「経営上の都合」・・・事業の縮小、合理化等事業経営上の理由で解雇した場合をいいます。また、企業からの要請により希望退職に応じた場合（選択定年制や早期退職優遇制度等を含む。）も含めます。

「出向」・・・企業間の契約又は企業の命令に基づき、他の企業の指揮命令を受けて勤務するための企業間異動のことをいいます（在籍、移籍を問いません。）。

「出向元への復帰」・・・貴企業へ出向していた者が出向元企業へ復帰した場合をいいます。

「定年」・・・60歳以上で一定の年齢に達したため、自動的に退職となる場合をいいます。勤務延長、再雇用の場合は、実態によりますが、一旦雇用契約が切れていれば定年退職となります。

「本人の責（重大な服務規律違反等）」 **本人が重大な服務規律違反等を行ったことにより解雇した場合**をいいます。

「出産・育児」・・・本人又は配偶者の出産・育児のために退職した場合をいいます。

「介護・看護」・・・家族の介護・看護のために退職した場合をいいます。

「その他の個人的理由」・・・「結婚」、「出産・育児」、「介護・看護」を除いた個人的な都合や家族の事情で辞めた場合をいいます。

## ⑦ 仕事の内容(職業区分)

離職時の仕事の内容について、下に掲げる例示を参考に1つ選んでください。なお、2つ以上の仕事に従事している場合は、そのうち主なものによります。

「管理的職業従事者」・・・課（課相当を含む。）以上の内部組織の経営・管理に従事する人をいいます。

例えば、部長、課長、工場長、支店長、駅長など。

「専門的・技術的職業従事者」・・・高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事に従事する人、及び医療・法律・芸術・その他の専門的性質の仕事に従事する人をいいます。

例えば、化学研究員、情報工学研究員、農産物検査員、システムコンサルタント、システム設計技術者、医師、薬剤師、看護師、准看護師、理学療法士、歯科衛生士、栄養士、ケースワーカー、保育士、ケアマネージャー、弁護士、司法書士、公認会計士、税理士、写真家、デザイナー、プロデューサー、教員、記者、編集者など。

「事務従事者」・・・・・・・・・・一般に課長（課長相当職を含む。）以上の職務にあるものの監督を受けて、庶務・人事・会計・調査等の仕事、運輸・通信・生産関連・営業販売・外勤に関する事務及び事務用機械の操作の仕事に従事する人をいいます。

例えば、一般事務員、窓口事務員、受付・案内事務員、経理事務員、生産管理事務員、営業事務員、駅務員、集金人、検針員、郵便事務員、キーバンチャー、パーソナルコンピュータ操作員など。

「販売従事者」・・・・・・・・・・商品の仕入れ・販売、不動産・証券などの売買、売買の仲立・取次・代理などの仕事、保険外交、商品の売買・製造などに関する取引上の勧誘・交渉・受注・契約締結の仕事に従事する人をいいます。

例えば、小売店員、レジスター係、商品訪問・移動販売従事者、再生資源回収・卸売従事者、不動産仲介人、有価証券売買・仲立人、保険外交員、広告取りなど。

「サービス職業従事者」・・・介護・身の回り用務・調理・接客・娯楽など個人に対するサービス、居住施設・ビルなどの管理サービス及びその他のサービスの仕事に従事する人をいいます。

例えば、介護職員、ホームヘルパー、看護助手、歯科助手、理容師、美容師、クリーニング職、調理師、給仕人、血洗い人（調理見習）、ウェイトレス・ウェイター、キャディ、インフォメーション係、娯楽施設フロント係、ビル管理人、旅行添乗員、物品一時預かり人など。

「保安職業従事者」・・・・・・・・・・人の身辺において、身体に対する危害の発生の警戒・防止、又は工場・病院・学校・事務所・住宅・その他の施設などにおいて、火災・破損・盗難の予防、突発事故・不法侵入の防止など、人の生命、財産の保護又は構内秩序の維持等に関する警備の仕事に従事する人をいいます。

例えば、ガードマン、守衛、門衛、警備員、鉄道警備員、空港警備員、劇場警備員、倉庫見回員、倉庫警備員、建設現場誘導員、プール・海水浴場監視員など。

「生産工程従事者」・・・・・・・・・・生産設備の制御・監視の仕事、機械・器具・手道具等を用いて原料・材料を加工する仕事、各種の機械器具を組立・調整・修理する仕事、製版・印刷・製本の作業、その他の生産工程の仕事に従事する人をいいます。

例えば、製鉄設備操作・監視作業員、製鋼設備オペレーター、印刷機オペレーター、製鉄工、鋳物工、旋盤工、金属プレス工、板金従事者、溶接工、食料品製造従事者、紡績工、機械組立工、自動車整備工、印刷・製本従事者、機械組立従事者、製品検査従事者など。

「輸送・機械運転従事者」・・・機関車・電車・自動車・船舶・航空機の運転・操縦の仕事、及びその他の関連する仕事、並びに定置機関・機械及び建設機械を操作する仕事に従事する人をいいます。

例えば、電車運転士、バス運転者、トラック運転者、タクシー運転者、清掃車運転者、船舶航海士、航空機関士、車掌、甲板長、水力発電員、変電員、クレーン運転工、掘削機械運転工、ボーリング工など。

「建設・採掘従事者」・・・・・・・・・・建設の仕事、電気工事に係る作業を行う仕事、ダム・トンネルの掘削などの仕事、鉱物の探査・採掘・採取・選鉱の仕事に従事する人をいいます（ただし、建設機械を操作する人は「輸送・機械運転従事者」となります。）。

例えば、型枠大工、鉄筋工、大工、屋根ふき工、左官、畳工、配管工、コンクリートはつり工、造園土木工、送電線電工、通信線配線工、土木作業員、線路工事作業員、掘削工、採鉱員、石切工、選鉱員など。

「運搬・清掃・包装等従事者」・・・主に身体を使って行う定形的な作業のうち、運搬・配送・梱包・清掃・包装等に従事する人をいいます。

例えば、郵便配達員、船内荷役作業員、貨物自動車荷扱員、再生資源回収人（回収のみ）、倉庫作業員、新聞配達人、宅配配達人、荷造工、袋詰工、ビル・建物清掃員、ガラス拭き作業員、公園草取作業員、用務員（学校）など。

「その他の職業従事者」・・・農林漁業作業員又は分類不能の職業の人をいいます。

